

埼玉県中小企業経営力向上事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、県内特定事業者の経営革新を一層促進するため、補助事業者が、経営革新計画の策定から実行まで、一貫して支援する仕組みの構築に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 この要綱において「特定事業者」とは中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第5項に規定する特定事業者をいう。

3 第1項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号（以下「規則」という。））に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において「経営革新計画」とは中小企業等経営強化法第14条に規定する計画をいう。

2 「商工会」とは、商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会をいい、「商工会議所」とは、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所をいう。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、中小企業経営力向上事業を実施する商工会議所、商工会、一般社団法人埼玉県商工会議所連合会、埼玉県商工会連合会及び埼玉県中小企業団体中央会とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は別表のとおりとする。

(補助率)

第5条 前条の経費に対する補助率は、当該所要経費の10分の10以内とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項の申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限及び提出部数は、知事が定める。

3 規則第4条第2項第1号から第5号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

4 補助事業者は、交付の申請にあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分

の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

5 補助対象事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（交付決定通知書の様式）

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。また、補助金の支払方法は概算払とする。

2 県は、交付の決定にあたっては、前条第4項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適當と認めた時は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 県は、前条第4項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、交付決定通知書を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受領した日から20日以内に申請の取下げをすることができる。

（補助事業の内容又は経費の配分の変更）

第9条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第3号による申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める軽微な変更は、この限りでない。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第4号による申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。

（補助金の概算払いの請求）

第11条 補助事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、様式第5号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた年度の10月31日現在における補助事業の遂行状況について、様式第6号による報告書を当該年度の11月10日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の実績について様式第7号による補助事業実績報告書を会計年度終了の日まで（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日から7日以内又は会計年度終了の日のいずれか早い日まで）に知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第8号により速やかに県に報告しなければならない。

2 県は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

(書類等の整備)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況並びに補助事業の実績を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、かつこれらを主たる事務所に補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

事業区分	補助対象経費の区分	経費区分の明細	内 容
強み弱み診断、 経営革新計画策定、 フォローアップ事業	専門家派遣	謝金	経営革新計画推進に係る報償費
	推進事務費	職員旅費	経営革新計画推進事務に係る職員の旅費
		推進事務費	経営革新計画推進事務に必要な需用費（消耗品費、印刷製本費、燃料費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、賃金

様式第1号 (第6条関係)

令和 年度埼玉県中小企業経営力向上事業補助金交付申請書

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

所 在 地
名 称
代表者氏名

下記により埼玉県中小企業経営力向上事業補助金の交付を受けたいので補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の目的 地区内特定事業者の経営力向上のため
- 2 補助事業の内容 別紙1のとおり
- 3 補助金交付申請額 金 円
- 4 補助事業に要する経費の配分 別紙2のとおり

様式第1号 別紙1

補助事業の内容

事業	計画件数等	備考
1 経営革新計画承認推進について 承認支援件数	件	
2. 事業計画 (1) 強み弱み診断、経営革新計画策定、 フォローアップ事業 専門家派遣回数	回	

様式第1号 別紙2（経費配分書）

事業区分	補助対象経費の区分	経費区分の明細	内 容	補助事業に要する経費	補助金交付申請額	備考
強み弱み診断、 経営革新計画策定、 フォローアップ事業	専門家派遣	謝金	経営革新計画推進に係る報償費			
	推進事務費	職員旅費	経営革新計画策定推進・審査事務に係る職員の旅費			
		推進事務費	経営革新計画策定推進・審査事務に必要な需用費（消耗品費、印刷製本費、燃料費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、賃金			
	強み弱み診断、経営革新計画策定、フォローアップ事業計					
合 計						

様式第2号（第7条関係）

令和 年度埼玉県中小企業経営力向上事業補助金交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった埼玉県中小企業経営力向上事業補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 金 円
なお、補助事業の内容及び経費の配分については、申請書記載のとおりとする。
- 2 支払方法
概算払いとする。

3 条 件

- (1) 補助金を他の用途に使用し、その他補助金の交付の決定の内容又は条件その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無に関わらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。また、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは返還すること。
- (2) 補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年規則第15号）、埼玉県中小企業経営力向上事業補助金交付要綱、埼玉県中小企業経営力向上事業補助金交付要綱の運用並びに補助金の執行についての知事の命令に従うこと。
- (3) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとなる。

様式第3号（第9条関係）

令和 年度埼玉県中小企業経営力向上事業補助金に係る補助事業の変更承認
申請書

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

所 在 地
名 称
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知
を受けた補助事業の（内容、経費の配分）を下記のとおり変更したいので、
承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容 別紙のとおり

3 変更後の交付申請額 金 円

※ 交付申請額に変更がある場合のみ

(1) 事業の内容

① ○○○事業

変更前	変更後	変更の理由	計画変更が補助事業に及ぼす影響

② ○○○事業

変更前	変更後	変更の理由	計画変更が補助事業に及ぼす影響

(2) 経費の配分

事業区分	補助対象経費の区分	経費区分の明細	内 容	補助事業に要する経費		補助金交付申請額		備考
				変更前	変更後	変更前	変更後	
強み弱み診断、経営革新計画策定、フォローアップ事業	専門家派遣	謝金	派遣件数: (変更前) 回 (変更後) 回 概要:					
			職員旅費	概要:				
	推進事務費	推進事務費	承認支援計画件数: (変更前) 件 (変更後) 件 概要					
			強み弱み診断、経営革新計画策定、フォローアップ事業計					
合 計								

様式第4号（第10条関係）

令和 年度埼玉県中小企業経営力向上事業補助金に係る補助事業の
中止（廃止）承認申請書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所 在 地
名 称
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、承認を申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の期間

3 添付書類

（注）中止（廃止）の理由を立証する書類を添付すること。

様式第5号（第11条関係）

令和 年度埼玉県中小企業経営力向上事業補助金概算払請求書

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

所 在 地
名 称
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった上記補助金について、下記金額の概算払を請求します。
なお、交付決定通知書付記の条件はすべて了承します。

記

1 補助金概算払請求額 金 円

内 訳	交 付 決 定 額	円
	概 算 払 受 領 済 額	円
	今 回 請 求 額	円
	残 額	円

2 振込先

債 権 者 コ ー ド : _____

金 融 機 関 名 : _____

口 座 種 別 : _____

口 座 番 号 : _____

口座名(カナ) : _____

様式第6号（第12条関係）

令和 年度埼玉県中小企業経営力向上事業補助金に係る補助事業
遂行状況報告書

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

所 在 地
名 称
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあ
った上記補助金について、補助金等の交付手続等に関する規則第11条の
規定により、補助事業の遂行状況を別紙1及び別紙2のとおり報告します。

様式第6号 別紙1

補助金交付状況

補助金交付決定 通知年月日	補助金交付決定 通知額 (円)	概算払受領年月日	概算払受領済額 (円)

様式第6号 別紙2

埼玉県中小企業経営力向上事業遂行状況報告書

事業	計画件数等	実施状況	備考
1 経営革新計画承認状況について			
承認支援件数	件	件	
支援中件数	一	件	
2. 事業遂行状況			
(1) 専門家派遣回数	回	回	
内訳	①強み弱み診断	-	回
	②経営革新計画策定	-	回
	③フォローアップ事業	-	回

様式第7号（第13条関係）

令和 年度埼玉県中小企業経営力向上事業補助金に係る補助事業
実績報告書

第 号

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

所 在 地

名 称

代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定

の通知を受けた埼玉県中小企業経営力向上事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、別添のとおり報告します。

様式第7号 別紙1

補助金決算総表

補助事業に 要した経費	交付決定額	概算払済額 (A)	補助対象経費 (B)	(A-B)
円	円	円	円	円

様式第7号 別紙2

補助金支払明細書

事業区分	補助対象経費の区分	経費区分の明細	内 容	概算払済額	補助事業に要した経費	補助対象経費
強み弱み診断、 経営革新計画策定、 フォローアップ事業	専門家派遣	謝金	経営革新計画推進に係る報償費			
	推進事務費	職員旅費	経営革新計画策定推進・審査事務に係る職員の旅費			
		推進事務費	経営革新計画策定推進・審査事務に必要な需用費（消耗品費、印刷製本費、燃料費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、賃金			
	強み弱み診断、経営革新計画策定、フォローアップ事業計					
合 計						

様式第7号 別紙4

埼玉県中小企業経営力向上事業実績報告書

事業	計画件数等	実施結果	備考
1. 経営革新計画承認状況について			
承認支援件数	件	件	
※詳細は別添1のとおり			
支援中件数	一	件	
2. 事業遂行状況			
(1) 強み弱み診断、経営革新計画策定、 フォローアップ事業			
専門家派遣回数	回	回	
※詳細は別添2のとおり			

様式第7号 別添1（経営革新計画承認実績）

* 1 記載した件数が、埼玉県中小企業経営力向上事業実績報告書に記載された件数と一致することを確認すること。

* 2 今年度承認済となった案件について記載すること。

様式第7号 別添2（専門家派遣実績）

24

番号	年月日	特定事業者名	派遣区分 (強み弱み診断、計画策定、 フォローアップ)	指導専門家	商工団体担当者	特定事業者側 立会者	経費（講師謝金）
							円

合計							-----

*1 経費の欄の上段には事業に要した経費を、下段には補助金充当額をそれぞれ記入すること。

*2 記載した回数が、埼玉県中小企業経営力向上事業実績報告書に記載された回数と一致することを確認すること。

様式第8号（第14条関係）

令和 年度埼玉県中小企業経営力向上事業補助金に係る消費税
及び地方消費税額の確定に伴う報告書

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

所 在 地
名 称
代表者氏名

埼玉県中小企業経営力向上事業補助金交付要綱第14条第1項に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（県が確定通知書により通知した額）
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 4 補助金返還相当額（3－2）

- (注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の10%相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかつたと認められるとき。

所 在 地 :

事 業 者 名 :

代表者職・氏名 :